

平成 2 2 年 第 5 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 9 月 8 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

議案上程 (説明)

- 第 1 議案第 5 5 号 財産の取得について
- 第 2 議案第 5 6 号 美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 第 3 議案第 5 7 号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定
について
- 第 4 議案第 5 8 号 美郷町公共施設整備基金条例の制定について
- 第 5 議案第 5 9 号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について
- 第 6 議案第 6 0 号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 1 号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改
正について
- 第 8 議案第 6 2 号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 3 号 美郷町企業誘致条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 4 号 指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度美郷町一般会計補正予算第 3 号
- 第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 1 号
- 第 1 4 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 5 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 6 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 7 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員会長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹	兼議事班長	

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第55号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第55号 財産の取得についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第55号 財産の取得について、ご説明いたします。

契約書案は議案資料集17ページ、それから、入札執行の詳細については18ページに掲載しておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

提案理由でございますが、美郷町防災資機材運搬車としての軽ワゴン車5台の購入について、指名競争入札をした結果、美郷町土崎の有限会社たかしな自動車に落札となりました。

契約金額は1,236万9,000円で、契約に当たり美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第55号の説明が終わりました。

◎議案第56号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第56号 美郷町過疎地域自立促進計画を定めることについてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

平成22年4月1日より本町が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、今後の地域の自立促進のために平成22年度から平成27年度までの美郷町過疎地域自立促進計画を定めたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

27ページから87ページまでが計画でございます。

本計画は、県の過疎地域自立促進方針に基づき策定しており、第1章には基本的な事項及び本計画の基本方針を定めております。美郷町総合計画の基本方針に定めるまちづくりの目標である八つの目標を基本とし、後期基本計画に基づいた基本施策と重点施策を推進していくことを本計画においても基本方針としております。

第2章から第10章までがそれぞれの区分ごとの方針、現況、問題点、その対策及び計画を記載してございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第56号の説明が終わりました。

◎議案第57号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第57号 美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議案第57号についてご説明を申し上げます。

本町が過疎地域自立促進特別措置法の適用を受ける地域となったことを受け、同法が定める固定資産税の課税免除措置を実施いたしたく提案するものでございます。

90ページの別紙条例案をごらんください。

第1条は、条例の趣旨でございます。町の産業振興を目的に、法に基づき要件を満たす場合には固定資産税の課税を免除するものでございます。

第2条は、要件を規定しておりまして、引用する過疎地域自立促進特別措置法自治省令におきまして、業種を製造業、コールセンターと呼ばれる情報通信設備利用業、旅館業の3業種を対象

に、家屋と償却資産について新たに2,700万円を超える投資をした場合に、投資部分と要件はございますが、敷地となった土地の固定資産税を3年間免除いたします。

第3条、第4条、第5条は、申請、継承、取り消しについて規定をしてございます。

第6条は、申請書様式等につきまして規則へ委任するものでございます。

附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとしております。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第57号の説明が終わりました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第58号 美郷町公共施設整備基金条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第58号についてご説明いたします。

今後の公共施設などの整備に要する財源に対応するため新たに基金を創設したく、基金条例を設定するものでございます。

次のページが条例案ですが、第1条に先ほど説明しました設置の目的、第2条には積み立てについて記載しており、積み立てる額は予算で定めることとしております。

なお、積み立てる金額につきましては、本定例会でご審議いただく議案第65号 一般会計補正予算第6号に計上しております。

本条例の施行は、公布の日からとなります。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第58号の説明が終わりました。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第59号 美郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第59号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、美郷町情報公開個人情報保護審査会委員に関する規定を変更する必要があるため提案するものでございます。

98ページ、議案資料集19ページに新旧対照表を記載してございますので、あわせてごらんをいただきたいと思っております。

非常勤特別職の中の情報公開個人情報保護審査委員のうち法律を業としているもの、いわゆる弁護士の委員の報酬を、これまでの日額4,500円から2万円に引き上げるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第59号の説明が終わりました。

◎議案第60号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第60号 美郷町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 提案理由でございますが、美郷町職員等の普通旅費における日当に関する規定を変更する必要があるため提案するものでございます。

次のページ、100ページと議案資料集20ページをごらんいただきたいと思っております。

議案資料集20ページの新旧対照表にあるとおり、第6条第1項ただし書きの規定で、これまで県内外を問わず、宿泊を伴わない出張等に対し日当を支給しておりませんでした。国や県内の市町村の例に準じ、別表1にあるとおり、宿泊を伴う出張等については1日日当とし、県外の宿泊を伴わない出張等について半日日当を支給する旨の改正をするものでございます。

なお、第21条、この改正等により条文の整理をするものでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第60号の説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第61号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第61号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由は、障害者自立支援法の施行に伴い、関係条例の規定を改正いたしたく提案するものでございます。

平成18年4月1日に施行され、10月から全面施行となっております障害者自立支援法により、それまで身体、知的、精神の3障害の種別により細分化されておりましたサービス体系は、措置経過によりましておおむね5年かけて段階的に移行するよう再編されておるところでございます。社会福祉法人慈泉会に指定管理してございます美郷町サンワーク六郷は、平成18年4月1日より新体系サービス事業へ移行しております。移行に伴う指定管理者の定款変更につきましては、平成22年3月30日に終了してございます。これにより障害の種別によらない障害福祉サービスの利用や、平成23年度末まで新体系事業への移行を規定いたしました障害者自立支援法施行に伴う所要の改正をするものでございます。

議案資料では、21ページからとなります。主な改正内容でございます。

まず、第1条、目的及び設置。22ページになりますが、第8条。利用者の範囲についてでございますが、対象を身体障害者と知的障害者に特化しておりましたが、障害者の種別によらず障害福祉サービスの利用が可能となるように変更するものでございます。

第3条、事業についてでございます。障害者自立支援法施行前の法律に規定されていた事業、第1種社会福祉事業から生活介護、自立訓練、就労移行支援などの新体系事業、第2種社会福祉事業とする内容で、指定管理者である慈泉会におかれましては、定款の変更がなされたことにより経過措置に対応するため条文を要しなくなりましたので、変更するものでございます。

それから、改正前。第4条、施設の概要についてでございます。障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの設備等につきましては、厚生労働省令に基準が示されておりますので削除

するものでございます。

それから、改正前。第10条、利用の決定等についてでございますが、改正案第8条利用の範囲において支給決定を受けたものとさせていただきますので、この条項も削除いたします。

その他。第4条、第10条を削除いたしておりますので、各条文の番号を繰り上げるなどの所要の条文整理をさせていただきます。

この条例は、平成22年10月1日施行とするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第61号の説明が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第62号 美郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第62号についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、都市農村交流の柱となる農家民宿業を規制から除外するとともに、公共的宿泊施設整備の際に支障を生じないように改正いたしたく提案するものでございます。

詳細につきましては、議案資料集でご説明申し上げます。24ページをお願いいたします。

都市農村交流の柱となる農林漁業体験民宿業、いわゆる農家民宿は、農作業の体験の指導や農畜産物の加工または体験指導、地域の農業または農村の生活文化に関する知識の付与など一般の旅館業とは形態が違っており、規制から除外するため定義の第2条のアンダーラインの部分でございますが、「ただし、農産漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験宿泊業営業の用に供する建築物を除く」を加え、さらに、施設敷地等からの距離規定により公共施設や一般の健全な旅館の建築に支障が生じないように、別表3の6、これもアンダーラインの部分でございますが、「地方自治法第244条の2第1項に規定する条例により設置された公の施設」を除外するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第62号の説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第63号 美郷町企業誘致条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 議案第63号についてご説明申し上げます。

提案理由は、美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例案の提案に伴い、奨励措置の規定を改正したく提案するものでございます。

議案集108ページと資料集の最終25ページをごらんください。

内容でございます。これは、議案第57号で説明いたしました美郷町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例案が成案化いたしますと、本企業誘致条例第5条に掲げる固定資産税の課税相当額の奨励金の交付と両方が適用される場合が想定されます。そのため、同条に第3項として、議案の別紙にお示ししてある内容の1項を加え、同様の趣旨による重複措置が起こらないように改正するものでございます。

交付の日からの施行でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第63号の説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第64号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

美郷町手づくり工房「湧子ちゃん」の指定管理者であります「かあちゃんくらぶ」から指定管

理者を辞退したいとの申し入れがありました。町では新たな指定管理者の選定に着手していましたが、8月27日付で六郷まちづくり株式会社から指定管理申請が提出されております。8月30日に開催された美郷町指定管理者選定委員会で同社を候補者として選定しております。よって、美郷町手づくり工房「湧子ちゃん」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第64号の説明が終わりました。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第65号 平成22年度美郷町一般会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第65号 平成22年度一般会計補正予算第3号について説明します。

今回の補正内容は、3億7,677万2,000円を追加するものでございます。

118ページ。第2表債務負担行為の補正から順次説明してまいります。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。畜産経営維持緊急支援資金利子助成費補助金ですが、畜産農家の経営の維持と安定を図ることを目的とする国の融資制度であります畜産経営維持緊急支援資金について、町内の畜産農家が利用することを受けまして、町として利子補給を行うものです。次年度以降の債務負担の期間と限度額を設定するもので、期間は平成23年度から平成34年度まで。限度額は10万4,000円として設定してございます。

次のページでございます。

第3表、地方債補正ですが、合併特例債の限度額を410万円、農業生産基盤整備債を7,040万円、それぞれ追加するものです。詳細につきましては、歳入により説明いたします。

次に、歳入を説明いたします。

122ページをお願いします。

9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源として443万7,000円を追加補正しております。

なお、町長の行政報告にもありましたように、今年度の普通交付税は56億9,838万1,000円で、昨

年度に比べ4.3%の増となっております。今回の補正後の予算は50億6,743万7,000円で、差額6億3,094万4,000円については、今後の補正財源として留保しつつ、財政状況を勘案しながら財政調整基金等への積戻しを検討してまいります。

○社会教育課長（小林宏和君）　続きます、12款1項7目でございます。来月、学友館で開催予定の特別展「勝平得之版画展」につきまして、版画30点は無料で借り入れること、それから、県内の文化や風俗を知る貴重な民族資料として広く町民の社会学習に活用していただくため、今回入館料を減免するものでございます。以上であります。

○福祉保健課長（右谷康一君）　13款2項1目5節でございます。高齢者福祉費の補助金でございます。地域介護福祉空間整備等施設整備交付金ですが、グループホーム美郷へスプリンクラーの設置費用の補助でございます。

2目2節保健衛生費補助金でございます。女性特有がん検診推進事業費補助金です。補助率10分の10、昨年までそうでしたが、2分の1に変更になりまして、その分の補正でございます。

○建設課長（照井智則君）　同じく5目1節及び2節でございますが、2節は除雪機械の購入実績に伴い、社会資本整備総合交付金を減額し、減額した交付金を1節に増額し、道路新設改良費の財源とするものでございます。以上です。

○商工観光交流課長（池田茂碁君）　14款2項4目労働費県補助金、1節緊急雇用事業費補助金でございます。これは、歳出の5款で追加いたします緊急雇用事業に対して充当する県からの補助金でございます。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君）　続きます、2項5目1節の農業委員会費補助金でございますが、農地法改正により農地基本台帳の管理項目の追加によりシステム改修が必要となったため、補助金を補正するものでございます。補助率は10分の10となっております。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（小林宏和君）　同じく7目教育費補助金でございます。県教育委員会からの補助額確定に伴う補正でございます、事業費の3分の2となっております。

○企画財政課長（高橋 薫君）　3項1目4節の統計調査費委託金の国勢調査委託金ですが、委託金の交付決定により減額するものでございます。

○社会教育課長（小林宏和君）　同じく7目教育費委託金でございますが、県教育委員会からの委託額確定に伴う減額となっております。

○企画財政課長（高橋 薫君） 16款1項2目1節の指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金ですが、今年度、これまで6件116万5,000円の寄付があり、ふるさと美郷子ども育成基金へ積み立てをする補正でございます。

次の18款、繰越金ですが、額の確定により補正するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 19款5項5目1節雑入でございますが、一つ目、視察費につきましては、他市町村、他団体よりの行政視察の際に視察費をお願いするものでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 2行目の高額介護合算療養費でございます。後期高齢者の福祉医療費分と介護部分の合算で、基準額を超えた部分の療養費の補正となっております。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく雑入であります。水田農業推進協議会繰入金でございます。今年度から始まりました戸別所得補償制度導入推進事業費補助金が、町の水田農業推進協議会の方に5月31日付で交付決定になってございます。交付額は971万円ですが、その推進協議会の方と推進協議会と町と業務委託契約いたしまして、職員の時間外の分、6月以降の職員の時間外分を歳出の方で補正いたしたく、繰り入れするものであります。

○企画財政課長（高橋 薫君） 20款町債です。1項2目1節農林整備事業債ですが、県において今年度の圃場整備事業予算を増額確保したことによりまして、町の負担額が増加しますので、貸与分を増額するものでございます。

3目2節都市計画事業債ですが、防災まちづくり事業の事務費分に合併特例債を充当することによる増額でございます。

○総務課長（小原正彦君） 続いて、125ページ。歳出でございます。

2款1項1目一般管理費。1節の報酬でございますが、こちらは情報公開の請求があり、これまで3回の委員会が開催されてきております。今後の不足に対応するためと議案第59号で提案しております弁護士の委員の報酬改定の分、こちらを合わせて追加するものでございます。

3節職員手当等につきましては、通勤手当に不足が生じたことによる追加でございます。

4節共済費。雇用保険料につきましては、率改定による追加でございます。労災保険料につきましては、緊急雇用等臨時職員の増加による不足分を追加するものでございます。

19節地域活動拠点整備事業費補助金につきましては、会館補修の要望が2件追加がございまして、それについて補正をするものでございます。今年度はこれにより6件の会館の改修をするようになります。

3目文書広報費でございますが、11節印刷製本費は町勢要覧の作成費用と18節備品購入費でござ

ございますが、カメラのフラッシュの購入をお願いするものでございます。なお、町勢要覧につきましては、500部の作成を予定してございます。

5目財産管理費でございます。11節需用費の修繕料は、庁舎修繕に不足を来たし、追加をお願いするものでございます。

13節委託料。一つ目の調査委託料につきましては、省エネ法改正に伴う届出関係書類作成業務の委託をお願いするものでございます。二つ目の測量調査委託料につきましては、町有地の売却に伴う境界の復元と分筆の委託をするものでございます。三つ目の町有地管理委託料につきましては、公共施設再編により用途廃止となった公園等の草刈りを実施するために追加をお願いするものでございます。四つ目の電算機器移設委託料につきましては、15節で実施します冷暖房機器の改修により電算室の機器の一部の移設をする必要があり、追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費でございますが、一つ目は役場庁舎北側の非常階段の塗装が劣化したことによる塗装工事を実施するものでございます。二つ目の熱源改修工事と次の電算施設パーテーション改修工事は、庁舎の冷暖房機2台のうち1台が故障、設置後19年ほど経過していることから、修理ができないため1台の交換をするものでございます。その搬入のためのパーテーションを改造するものでございます。

次に、南行政センター、中央行政センターの自動火災報知機設置改修工事は、消防検査によりまして指摘された火報の設置の改修をするものでございます。

次に、南行政センター電算室エアコン設置工事につきましては、エアコンの故障により単独のエアコンを設置するために追加をお願いするものでございます。以上でございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 7目電子計算費ですが、11節の修繕料は事務用パソコンやプリンターの修繕料に今後不足が生ずることから補正するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 126ページをお願いいたします。

8目の交通安全対策費の19節チャイルドシート購入費補助ですが、21年度は40件の補助申請でしたが、今年度は既に35件の申請となっているため、今後予算が不足する状況であり、補正をお願いするものでございます。

○税務課長（小原隆昇君） 2項2目賦課徴収費でございますが、需用費につきましては軽自動車税用の標識を購入するものでございます。

役務費につきましては、来年1月から始まる町民税の国税連携にあわせ、地方税ポータルシス

テム、通称エルタックスの回線利用料を計上したものでございます。

委託料につきましては、同じく国税連携にあわせ、回線の敷設と受信データを町システムへ取り込むためのシステム修正を委託するものでございます。

不動産鑑定評価委託料につきましては、差し押さえ中の不動産について公売準備のための価格鑑定を不動産鑑定士に依頼いたしたく計上したものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 5項2目の基幹統計費ですが、国勢調査の県委託金が確定したことによりまして、財源にあわせ支出項目を調整したものでございます。

○福祉保健課長（右谷康一君） 3款民生費1項3目15節工事請負費でございます。いきいき館駐車場排水工事でございますが、駐車場の雨水が隣接しております宅地、農地に流れ出るのを防ぐ工事でございます。

19節地域介護福祉空間整備等施設整備費補助金でございます。これは、先ほど歳入の13款2項1目5節で説明いたしました交付金を補助金として支出するものでございます。

4目医療給付費19節でございます。後期高齢者医療費支給3人分を計上してございます。

続きまして4款衛生費1項2目。これにつきましては、補助率の変更により財源内訳を変更するものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 同じく3目1節の報酬ですが、旅館業の許可申請がなされた場合、ラブホテル等建築規制条例に基づき、ホテル等建築審議会を開催する必要があるため、申請された場合に早期に対応するため、委員報酬の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく4目15節でございますけれども、工事請負費は美郷町保健センター前に設置しております地下水計の水位表示板が故障したため、最新式の地下水計を設置するものでございます。

128ページをお願いいたします。

3項1目19節は、長面小規模水道組合の施設修繕費の補助金で、ポンプ交換経費の3分の1を補助するものでございます。

28節繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 5款1項2目雇用対策費ですが、事業を追加し一層の雇用拡大に努めようとするものです。内容は、普通財産の境界と再確認。町有林の下刈り、間伐。教育備品の再確認調査。庁舎備品の整理といったこのような各事業のための人件費と事業に必要な経費を計上しております。さきに歳入で説明申し上げました県補助金の充当を予定しております。

○農業委員会事務局長（渋谷新一君） 6款1項1目13節の委託料でございますが、農地法改正によりまして、管理項目の追加されることにより、農地基本台帳システムの改修並びに農地、地図情報システムの改修にかかる経費を補正するものでございます。

同じく18節の備品購入費でございますが、農地基本台帳用のサーバー1台、パソコン2台分の買いかえを当初予算で計上しておりましたが、見積もり業者の撤退によりまして、新規に見積書より減額補正をするものでございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく6款1項2目農業総務費であります。3節職員手当等時間外勤務手当であります。さきに歳入で説明いたしました19款5項5目雑入で説明いたしました水田農業推進協議会からの繰入金55万円を職員の時間外勤務手当に補正するものでございます。6月1日以降の時間外の手当でございます。

次に、3目農業振興費であります。町の水田協の方に戸別所得補償制度導入推進事業費補助金が5月31日付で交付決定になってございます。水田協の方からの予算で支払いするための減額補正であります。

7節賃金176万1,000円の減額でございます。8節報償費199万2,000円の減額でございます。11節需用費50万5,000円の減額でございます。14節使用料及び賃借料15万8,000円の減額でございます。いずれ6月以降の支払いを水田協の方で行うというための減額でございます。

続きまして、7目畜産業費であります。19節負担金補助及び交付金5,000円の増額補正であります。町の畜産農家の負債整理のための融資事業であります畜産経営維持緊急資金事業が国の補正事業として21年度に創設されてございます。牛の飼料代2,300万円の負債を借り換えし、12年間の償還期間をもって償還するというところでございます。年間230万の償還ということになりますが、その分の利子補給分でございます。

続きまして、8目農村整備費でございます。19節負担金補助及び交付金、新農業水利システム保全対策事業地元負担補助金42万円の補正でございます。新農業水利システム保全対策事業は、老朽化した施設の修繕・保全に対する支援事業といたしまして、国50%、町10%、地元40%の補助事業でございます。この事業の施工主体であります施設管理者七滝土地改良区が、六郷妻の神地域に幹線水路中村堰の改修を行ってございます。この改修に伴いまして、県道沿いに接続する宅地の出入り部分の工法変更に伴う増額でございます。420万円の増額、その10%分の町負担でございます。排水フレームのふた設置から、可変側溝に変更するものでございます。

続きまして、同じ19節担い手育成基盤整備事業負担金7,985万円の増額補正であります。国の23

年度の農業整備事業の予算配分が不透明なことから、22年度において国留保分の予算を活用し、県では東北農政局と事前協議をいたしまして内諾を得ておりますが、秋田県全体として22年度の不透明な予算配分を22年度中に確保したいというようなことで、県全体で考えて、既に県議会の方にも提出してございます。対象地区は、大畑地区、羽貫谷地地区、本堂城回地区でございます。7,985万円の増額補正であります。この件につきましては今後3月議会で全額翌年度繰り越しの予定でございます。

○建設課長（照井智則君） 同じく28節の繰出金でございますけれども、農業集落排水特別会計の減額でございます。大変失礼いたしました。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 7款商工費。1項2目商工振興費。19節ですが、昨年度に引き続き美郷町商品券事業振興会が実施しようとするプレミアムつき商品券発行事業費の一部について、補助金を交付しようとするものです。発行総額は1,100万円を計画しております。

3目観光費ですが、大台野広場、ラベンダー畑の除草経費の不足分を計上したほか、補植を要するラベンダーの株が当初の予定よりも多く必要となったことに伴う購入費、植栽費用を計上しております。

同じく4目温泉施設費でございます。これは、雁の里温泉湯とびあ源泉に設置してある水中ポンプの不具合に伴い、新規の水中ポンプ及び関連設備を設置する費用の計上でございます。現在、水中ポンプ1台については既に予備費で対応し、揚湯試験などの作業に入ろうとしているところでございますが、同温泉は1号源泉と3号源泉からの混合温泉であることから、2台の水中ポンプが必要であります。本補正は不足のもう1台分を購入し、さらに制御盤等の設備整備を行うための経費でございます。以上です。

○総務課長（小原正彦君） 次に、8款1項1目3節の職員手当等でございますが、こちらは職員の扶養手当、寒冷地手当について不足が生じたことによる追加でございます。

それから、大変申しわけございませんが、127ページをお願いします。

3款2項5目の児童福祉施設費3節の職員手当等でございますが、こちらも職員の扶養手当に不足が生じたことによる追加でございます。大変申しわけございませんでした。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、2項2目18節の備品購入費でございますけれども、除雪機械の購入の実績により減額するものでございます。

3目9節の旅費は、用地交渉に伴う県外出張のための旅費でございます。11節需用費は、旅費の財源としまして減額するものでございます。13節委託料は、松ノ木田中線の調査測量委託料で

ございます。15節工事請負費は、社会資本整備総合交付金事業による道路の改良舗装工事のための経費でございます。

続きまして、4項2目15節工事請負費は、美郷町南運動公園の屋外相撲場の鉄骨塗装工事の経費でございます。同じく18節備品購入費は、屋外相撲場の土俵を覆うためのシートの購入の経費でございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 4項3目でございますが、防災まちづくり事業の事務費が合併特例債の対象となることから財源補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、131ページをお願いいたします。

5項1目28節の繰出金は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

6項1目9節旅費は、県外出張の必要が生じたため、補正をお願いするものでございます。以上です。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 9款1項3目の消防施設費でございますが、11節の修繕費は西明田地地内、町道沿い消火栓が町道より低い位置にあり除雪に支障を来しているため、移転費の補正をお願いするものでございます。また、15節の工事費は、中鎌田、琴平、紀の国の3カ所のポンプ庫の解体費用の補正をお願いするものでございます。

○学務課長（辻 一志君） 同じく131ページでございます。

10款2項1目の小学校管理費ですが、11節は仙南東小学校の職員来客用玄関の壁の劣化に対する塗装修繕などの修繕料。12節の手数料は、現在使用していない古い型のパソコン廃棄のための手数料と松くい虫被害により伐採し、くん蒸処理した千屋小学校の松の処分に要する手数料でございます。

10款3項1目の中学校管理費ですが、13節の施設管理委託料は六郷中学校校舎西側に植栽されている杉がございすが、教室等増築工事の支障になるとともに杉の落ち葉が校舎敷地や隣接している農地の管理上の障害になっているということで、学校からも伐採の要望があり、教室等増築にあわせ伐採するものでございます。

15節の工事請負費ですが、4組ある六郷中学校体育館の煙感知器のうち、昨年1組が夏に誤作動し、部品の劣化が原因ということで交換を行いましたけれども、ことしも7月29日、午前3時半ごろですけれども、別の1組が誤作動しております。今回誤作動したのは、昨年受光量調整をして正常に作動していることを確認していた機器でございましたけれども、メーカーに原因の調査を依頼していたところ、これについても電子部品の劣化の影響が大きいという報告がございま

したので、今後の劣化の進行も考慮し、非常時における感知器の確実な作動と誤作動防止のため、まだ交換していない3組の感知器を交換するものでございます。以上です。

○社会教育課長（小林宏和君） 132ページをお願いいたします。

5項1目の需用費であります。住民ボランティアによる学校支援活動を広く紹介し、今後の事業協力につつましてPRするための印刷費の補正でございます。

続きまして、3目の11節につつましては、千屋地内の杉並木の避雷針設備5カ所の改修費でございます。その下、13節につつましては、ことし7月に谷地中遺跡から出土しました木製品5点の保存処理に要する委託料でございます。14節につつましては、湯澱屋敷遺跡調査が終了したことに伴う減額でございます。

続きまして、4目は財源の振替でございます。

それから、6項1目19節でございます。これは、スポーツ少年団県大会等への選手派遣費に不足が生じたため、補正をお願いするものでございます。2目15節につつましては、北体育館の床塗装工事を予定してございましたが、バスケットコートが企画が変わってございます。それに伴いまして、この機会に修正したく追加工事の補正でございます。その下、18節備品購入でございますが、美郷野球場の乗用式、自走式の草刈り機械が老朽化により故障が発生しました。15年前の旧型でもございまして、部品交換ができません。それで、管理に支障があるため更新をお願いするものでございます。以上であります。

○企画財政課長（高橋 薫君） 12款1項2目の利子ですが、21年度に借り入れした町債の償還額が確定しましたので、今回補正するものでございます。

13款2項1目基金費ですが、今回新たに基金条例を設定する公共施設整備基金に2億5,000万円を、また、ふるさと美郷応援寄付金を原資として、ふるさと美郷子ども育成基金に96万5,000円を追加し、それぞれ積み立てるものです。

14款予備費ですが、現在の予備費残額が200万円ほどしかなく、今後の緊急を要する予算外の支出や予算超過があった場合に対応するための補正でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第65号の説明が終わりました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（午前10時58分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第 66 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第66号 平成22年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第66号についてご説明申し上げます。

145ページの歳入より説明いたします。

10款1項2目1節前年度の繰越金を計上してございます。

次のページ。歳出でございます。

11款1項1目23節、これは一般被保険者保険税還付金でございます。

12款1項1目予備費の補正でございます。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第66号の説明が終わりました。

◎議案第 67 号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第67号 平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 議案第67号についてご説明申し上げます。

153ページの歳入より説明いたします。

今回の補正は、過誤調整によりまして一たん歳入として返戻金を受け入れ、再度医療費として支出するものでございます。

6款2項1目1節診療報酬明細書の過誤による返戻金でございます。

次のページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 19 節医療費でございます。過誤調整のため再度請求される老人医療費でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第67号の説明が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第68号 平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） それでは、議案第68号 美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

162ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目は財源補正で、繰越金の確定によるものでございます。

2 款 1 項 1 目 23 節は、借換債償還額の確定による増額でございます。2 目 23 節は、借換債償還額の確定による償還金利子の減額でございます。

続きまして、161ページをお願いいたします。

歳出の財源となる歳入をご説明いたします。

5 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、前年度繰越金及び地方債償還金元金等の増減調整により一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

6 款 1 項 1 目 1 節の繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第69号 平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第

2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) それでは、議案第69号 美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

初めに、167ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございますが、償還元金の確定に伴い資本費平準化債の限度額を10万円増額するものでございます。

次に、171ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項1目3節は、職員手当に変更が生じたため、扶養手当と子ども手当の補正をお願いするものでございます。11節、12節、27節は、公用車の車検費用でございます。

2項1目は財源補正で、繰越金の確定によるものでございます。

2款1項1目23節は、償還債の借換額の確定による減額でございます。2目23節は償還債、償還額の確定による償還金利子の減額でございます。

続きまして、172ページをお願いいたします。

3款1項1目は、一般管理費の財源として充当するものでございます。

続きまして、170ページをお願いいたします。

歳出の財源となる歳入をご説明いたします。

3款1項1目1節の一般会計繰入金は、前年度繰越金及び資本費平準化債の増額に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

6款1項1目3節は、償還元金の確定に伴い資本費平準化債を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第69号の説明が終わりました。

◎議案第70号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第16、議案第70号 平成22年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正

予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第70号 美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

初めに、181ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございますが、償還元金の確定に伴い資本費平準化債の限度額を590万円減額するものでございます。

次に、185ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

1款1項1目は、職員手当に増減が生じたため、職員手当の補正をお願いするものでございます。2項1目11節は、本堂処理場の脱水機の修繕と一丈木処理場のスクリーン交換の費用でございます。

2款1項1目23節は、借換債償還額の確定による減額でございます。同じく2目23節は、借換債償還額の確定による償還金利子の減額でございます。

次に、184ページをお願いいたします。

歳出の財源となる歳入をご説明いたします。

4款1項1目1節の一般会計繰入金は、前年度繰越金及び地方債償還元金等の増減調整により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。2項1目1節は、農業集落排水事業基金から繰入金でございます。

5款1項1目1節は、前年度からの繰越金でございます。

7款1項1目1節は、償還元金の確定に伴い資本費平準化債を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第70号の説明が終わりました。

◎議案第71号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第17、議案第71号 平成22年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(右谷康一君) 議案第71号につきましてご説明いたします。

193ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目1節、前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項1目23節でございます。決算においても説明いたしましたけれども、過誤納付金還付未済額特別徴収分11人分、普通徴収分12人分を返還するものでございます。

4款1項1目予備費の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第71号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時27分)

